定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催予定の当社定時株主総会において株券を発行する旨の定款の定めを廃止することを含む定款変更の議案が承認可決されることを条件として、同日付でかかる定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十五日

三重県四日市市千歳町二番地

ＡｖａｎＳｔｒａｔｅ株式会社

代表取締役　牧野　純

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十五日

広島県福山市新市町大字新市三八九番地の四

株式会社セカイトンボ

代表取締役　小川　一利

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月十五日

東京都江東区木場五丁目八番一号

株式会社岡本商店

代表取締役　中野　克彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月十五日

東京都中央区築地六丁目二七番二号

株式会社伏高商店

代表取締役　中野　克彦

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社鴻池組を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月十五日

大阪市此花区伝法四丁目三番五九号

鳳工業株式会社

代表取締役　瀬藤　利生

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市雑賀崎一四六七番地、最後の住所茨城県神栖市筒井一五一八番地

被相続人　亡　出口　松子

右被相続人は平成二十一年十二月二十五日死亡し、その相続人は平成二十二年五月十八日水戸家庭裁判所麻生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日

埼玉県入間市大字上藤沢二九四番地八

相続財産管理人　萩野谷弘美

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市川崎区京町二丁目二四番、最後の住所神奈川県川崎市川崎区京町二丁目二四番六―七〇八号

被相続人　亡　浦田　美佳

右被相続人は平成二十一年十一月六日死亡し、その相続人は平成二十二年六月二日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇ＭＴビル四階

限定承認者浦田みな子

代理人弁護士　大橋　英樹

限定承認公告

本籍京都市南区唐橋平垣町二四番地、最後の住所京都市南区唐橋平垣町二四番地　八条市営住宅四棟四〇三号

被相続人　亡　宮内　悦夫

右被相続人は平成二十二年二月五日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十五日

広島県廿日市市津田一五四〇

相続財産管理人　森田　敦子

京都市中京区烏丸通二条下ル西側ヒロセビル二階　市民共同法律事務所

右記代理人弁護士　中村　和雄

株式交換公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十一月三十日

掲載頁　九十四頁（号外第二五一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十二月十六日

掲載頁　一一六頁（号外第二六五号）

平成二十二年六月十五日

大阪市北区梅田三丁目四番五号

（甲）株式会社鴻池組

代表取締役　蔦田　守弘

大阪市此花区伝法四丁目三番五九号

（乙）鳳工業株式会社

代表取締役　瀬藤　利生

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年七月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年六月十五日

東京都千代田区西福田町三番五

株式会社Ｓｅａ　Ｃａｐｉｔａｌ

管財人　小林　信明

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年七月十七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年六月十五日

東京都港区虎ノ門二丁目一一番七号

フェニックスパートナー株式会社

代表取締役　山本健一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百条に基づき優先資本金の額を、効力発生日を平成二十二年七月二十日として金五千万円減少し、金五十五億二千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://ko-koku.jp/

平成二十二年六月十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Rabbit Otemachi特定目的会社

取締役　森田　威

訂正公告

平成二十二年六月二日（号外第一一五号）掲載の相続財産管理人　弁護士　野田宗典に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、被相続人に「亡　影山　眞治」とあるは「亡　景山　眞治」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年六月十五日

扱　店

正　誤

平成二十一年七月十五日（号外第百四十九号）公布外務省令第十一号（外務省組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三九ページ四段終りから一一行目「第一項中「評価室」」とあるのは「の見出し中「評価室及び」」を「評価・広報室及び民間援助連携室並びに」に改め、同条第一項中「評価室及び」」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十五日付第一二五号
五月二十六日付参会第二四

二八ページ●同日付政府調達第一一〇号一六ページ●
号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）